

平成 30 年度 「中南米CSIRT動向調査」に関する入札のご案内

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター
(入札管理責任者 総務部長 村上憲二)

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 入札に付する事項

- (1) 名称：平成 30 年度「中南米 CSIRT 動向調査」
- (2) 内容等：別紙 1 のとおり(平成 30 年度「中南米 CSIRT 動向調査」仕様書)
- (3) 履行期限：別紙 1 のとおり(平成 30 年度「中南米 CSIRT 動向調査」仕様書)
- (4) 入札方法等：

本件は、JPCERT コーディネーションセンターが経済産業省より委託されている平成 30 年度サイバーセキュリティ経済基盤構築事業（サイバー攻撃等国際連携対応調整事業）で実施されるプロジェクトの一つとして実施し、総合評価落札方式で行う。

したがって、入札の際には提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 入札要件

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、参加することを認める。
- (2) 別紙 2 の予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (4) 経営の状況、信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 入札案件に対して原則、再委託を行わないこと。ただし、やむを得ない場合は予め JPCERT コーディネーションセンターに申し出ること。
- (6) 入札説明会に参加し、入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札者の義務

この一般競争に参加を希望する者は、JPCERT コーディネーションセンターが配布する仕様書に基

づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。
また、落札者の決定日前日までの間において JPCERT コーディネーションセンターから当該書類に
関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
なお、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

4. 契約事項を示す場所等

(1)入札説明会の日時及び場所

日時：平成 30 年 7 月 12 日（木） 16 時 00 分～17 時 00 分(1 時間程度を予定)

場所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-17 廣瀬ビル 11 階

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター

TEL : 03-3518-4600

FAX : 03-3518-4602

※説明会参加希望者は 7 月 11 日 17 時までに global-cc@jpcert.or.jp に必要事項(法人名、部
署名、参加者氏名、連絡先)を記載のうえ、メールにて参加希望の事前申し込みをすること

(2) 提案書の受領期限及び受領場所

期限：平成 30 年 8 月 2 日（木） 17 時 00 分（必着）

場所：「4.契約事項を示す場所等」(1)に同じ

方法：持参、郵便(簡易書留による)

(3) 入札者決定の通知日

平成 30 年 8 月 20 日（月）

(4) 入札日

日時：平成 30 年 8 月 23 日（木） 16 時 00 分～ （落札者が決定するまで）

場所：「4.契約事項を示す場所等」(1)に同じ

5. その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

全額免除

(2) 入札書の変更及び取消し

入札者は、提出した入札書等の変更及び取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本公告の 2.入札要件に示す入札参加資格のない者による入札及び各項に定めた諸条件について、そ
の条件に違反した場合は入札を無効とする。

(4) 契約書の作成

落札者が JPCERT コーディネーションセンターと契約を締結する際には、契約書の作成を必要と
する。

(5) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に参考に作成された予定価格の制限の範囲内で、入札管理責任者が入札説明
書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入
札者の中から、入札管理責任者が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただ

し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

6. 問合せ先(メールでの問い合わせを原則とする)

(1) 入札説明書等に関する問い合わせ

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター

国際部 内田 (うちだ) / 小宮山 (こみやま)

E-mail : global-cc@jpcert.or.jp

(2) 入札行為に関する問い合わせ先

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター

総務部 経理担当 小島 (こじま) / 高崎 (たかさき)

E-mail : soumu@jpcert.or.jp

※緊急を要する場合に限り、電話による問合せ可

9:00～18:00 (12:00～13:00は除く) 月～金曜日 (祝・休日を除く)

平成30年度「中南米CSIRT動向調査」仕様書

1. 件名

平成30年度 中南米CSIRT動向調査に関する調査事業内容（仕様書）

2. 目的

JPCERTコーディネーションセンター（以下「JPCERT/CC」という。）は、中南米におけるCSIRTの活動およびサイバーセキュリティ戦略や関連法整備の状況等について公開文書調査およびヒアリングによる調査事業（以下「本事業」という。）を実施し、当該地域におけるサイバーセキュリティ体制への理解を深めるとともに、今後のインシデント対応業務における参考となる知見を集める。

3. 事業の内容及び実施方法

以下に関し、JPCERT/CCと協議しつつ、実施する。

(1) 本事業では、中南米地域の次の3か国を調査対象とする。

アルゼンチン、メキシコ、ブラジル

(2) 本事業では以下の項目についての調査を実施する。

- (ア) 当該国におけるNational CSIRTの組織概要や活動状況、および重大なセキュリティインシデント事例等
- (イ) 当該国政府の発行するサイバーセキュリティ戦略及び関連法整備の状況
- (ウ) Organization of the American States (OAS)やLatin America and Caribbean Network Information Centre (LACNIC)による中南米地域でのCSIRT間連携の活動の詳細

(3) 本プロジェクトでは以下の2つのフェーズに分けて調査を実施する。

● フェーズ1：公開文書調査

当該国におけるCSIRT活動、サイバーセキュリティ戦略及び関連法、また地域内でのCSIRT間連携の枠組みについて、Webサイトや公開されている文書等をもとに調査し、とりまとめる。

● フェーズ2：現地ヒアリング調査

JPCERT職員とともに当該国のNational CSIRTに出張し、実際に活動状況等についてのヒアリングを実施し、内容を調査報告書に盛り込む。

(4) 上記についての調査内容を日本語でとりまとめ、調査報告書を作成する。なお調査期間中には、月に1回程度、JPCERT/CC に対して進捗および調査内容についての報告を行う。平成31年1月末を納品期限とする。

(5) 納品物については、後日JPCERT/CCのWebサイトに掲載し、一般に公開を予定している。

4. 入札要件

(ア) CSIRTやサイバーセキュリティに関する知見を有していること

(イ) 中南米諸国における政治情勢等を理解していること。

(ウ) 過去にサイバーセキュリティに関する調査案件を行った経験を有すること。

5. 実施期間

契約締結日から平成31年2月末日まで

6. 成果物（例）

・ 調査報告書 正副各1部

・ 上記の内容を格納した電子媒体(CD-R 等) 正副各1部

7. 納入場所

JPCERT コーディネーションセンター

JPCERTコーディネーションセンターにおける入札は当該箇所に付き以下の予算決算及び会計令（国による歳入徴収、支出、支出負担行為、契約等について規定したもの）を準用して行うこととする。

予算決算及び会計令（抜粋）

(昭和22年4月30日勅令第165号)

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後二年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる